

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市において、高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の市町村老人福祉計画として、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の市町村介護保険事業計画としてそれぞれ位置付けており、それぞれの法令等に基づき、両計画を一体のものとして策定しています。

また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法 13 条に基づく市町村認知症施策推進計画としても位置付けられるよう、認知症施策も含めた計画としています。

本計画については、その達成状況を点検・評価しながら、3年ごとに見直しを行うこととしております。今後、多様なニーズのある高齢者の増加や介護人材の不足などの課題の深刻化が見込まれるなか、今回の見直しにおいては、従前の取組みを基礎としつつも、これまで以上に中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた各種施策の展開を図るための計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市まちづくりの指針である「仙台市総合計画」を上位計画とし、「せんだい支えあいのまち推進プラン」や「いきいき市民健康プラン」などの関連計画と連携のうえ、高齢者の保健福祉を総合的に推進するための計画です。

3 計画期間

令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間

(介護保険事業計画としては、第 10 期となります。)

4 計画策定スケジュール (想定)

計画策定にあたっては、仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会と仙台市介護保険審議会の合同審議を中心とし、中間案についてパブリックコメントの実施、市民説明会の開催など、広く市民の方から意見をいただきながら、策定作業を行う予定です。

(令和 8 年度)

5～10 月 基本理念、基本目標、施策の体系、高齢者保健福祉施策の推進(各論)等を順次、審議

【仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会と仙台市介護保険審議会との合同審議】

11 月 中間案審議【合同審議】

12 月 パブリックコメント(意見募集、市民説明会開催)

1～2 月 計画案審議【合同審議】

2 月 答申(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のあり方について)

3 月 計画策定

(令和 9 年度)

4 月 新計画開始